

変更後	変更前
<p>【津波災害対策編 P 1～P 2】</p> <p>第1章 総論</p> <p>第1節 計画の主旨</p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新居浜市の地域に係る津波防災対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とする。</p> <p>また、愛媛県全域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号 <u> </u>）第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震に伴い発生する津波からの防護や円滑な避難の確保に関する事項及び津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めることで、市域における津波防災対策の一層の推進を図る。</p> <p>特に、市においては、津波災害による人的被害等の軽減を図るため、減災目標を設定するとともに、その実現のための市民運動を展開する。</p> <p>また、津波は主に地震により引き起こされるものであることから、「地震災害対策編」と合わせて震災対策に活用すべきものである。</p> <p>2 計画の性格 ～ 5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等（省略）</p> <div data-bbox="192 1118 1090 1251" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>資料編 ・新居浜市防災会議条例 P1 ・新居浜市防災会議委員 P3 ・愛媛県防災対策基本条例 <u>P7</u></p> </div> <p>【津波災害対策編 P 3～P 5】</p> <p>第1章 総論</p>	<p>【津波災害対策編 P 1～P 2】</p> <p>第1章 総論</p> <p>第1節 計画の主旨</p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新居浜市の地域に係る津波防災対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とする。</p> <p>また、愛媛県全域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震に伴い発生する津波からの防護や円滑な避難の確保に関する事項及び津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めることで、市域における津波防災対策の一層の推進を図る。</p> <p>特に、市においては、津波災害による人的被害等の軽減を図るため、減災目標を設定するとともに、その実現のための市民運動を展開する。</p> <p>また、津波は主に地震により引き起こされるものであることから、「地震災害対策編」と合わせて震災対策に活用すべきものである。</p> <p>2 計画の性格 ～ 5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等（省略）</p> <div data-bbox="1160 1118 2058 1251" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>資料編 ・新居浜市防災会議条例 P1 ・新居浜市防災会議委員 P3 ・愛媛県防災対策基本条例 <u>P5</u></p> </div> <p>【津波災害対策編 P 3～P 7】</p> <p>第1章 総論</p>

	<p><u>エ 民有林における災害時の応急対策等</u></p> <p><u>(3) 四国地方整備局（松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所）</u> <u>管轄する河川・道路等についての計画・工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</u></p> <p><u>ア 災害予防</u></p> <p><u>(ア) 所管施設の耐震性の確保</u></p> <p><u>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進</u></p> <p><u>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</u></p> <p><u>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</u></p> <p><u>イ 応急・復旧</u></p> <p><u>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</u></p> <p><u>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</u></p> <p><u>(ウ) 漂流物の除去等による緊急確保航路等の啓開</u></p> <p><u>(エ) 所管施設の緊急点検の実施</u></p> <p><u>(オ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</u></p> <p><u>(カ) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣</u></p> <p><u>ウ 所掌に係る災害復旧事業に関すること。</u></p> <p><u>エ 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること。</u></p> <p><u>オ 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること。</u></p> <p><u>カ 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。</u></p> <p><u>(4) 大阪管区気象台（松山地方気象台）</u></p> <p><u>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表</u></p> <p><u>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u></p> <p><u>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</u></p> <p><u>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u></p> <p><u>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</u></p>
--	---

<p>4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）</p> <p><u>風水害等対策編第1章第2節4「自衛隊」を準用する。</u></p> <p>5 指定公共機関</p> <p><u>(1) 風水害等対策編第1章第2節5「指定公共機関(1)日本郵便株式会社(新居浜郵便局)」を準用する。</u></p>	<p><u>(5) 第六管区海上保安本部（今治海上保安部）</u></p> <p><u>ア 防災訓練に関すること。</u></p> <p><u>イ 防災思想の普及及び高揚に関すること。</u></p> <p><u>ウ 調査研究に関すること。</u></p> <p><u>エ 警報等の伝達に関すること。</u></p> <p><u>オ 情報の収集に関すること。</u></p> <p><u>カ 海難救助等に関すること。</u></p> <p><u>キ 緊急輸送に関すること。</u></p> <p><u>ク 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。</u></p> <p><u>ケ 流出油等の防除に関すること。</u></p> <p><u>コ 海上交通安全の確保に関すること。</u></p> <p><u>サ 警戒区域の設定に関すること。</u></p> <p><u>シ 治安の維持に関すること。</u></p> <p><u>ス 危険物の保安措置に関すること。</u></p> <p><u>セ 広報に関すること。</u></p> <p><u>ソ 海洋環境の汚染防止に関すること。</u></p> <p>4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）</p> <p><u>(1) 被害状況の把握に関すること。</u></p> <p><u>(2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること。</u></p> <p><u>(3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。</u></p> <p><u>(4) 応急医療、救護及び防疫に関すること。</u></p> <p><u>(5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関すること。</u></p> <p><u>(6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること。</u></p> <p><u>(7) 危険物の保安及び除去に関すること。</u></p> <p>5 指定公共機関</p> <p><u>(1) 日本郵便株式会社（新居浜郵便局）</u></p> <p><u>ア 郵便業務の運営の確保に関すること。</u></p> <p><u>イ 郵便局の窓口業務の維持に関すること。</u></p>
---	--

<p>(2) <u>風水害等対策編第1章第2節5「指定地方行政機関(2)日本銀行(松山支店)」を準用する。</u></p> <p>(3) <u>風水害等対策編第1章第2節5「指定地方行政機関(3)日本赤十字社(愛媛県支部)」を準用する。</u></p> <p>(4) 日本放送協会(松山放送局)(省略)</p> <p>(5) <u>風水害等対策編第1章第2節5「指定地方行政機関(5)西日本高速道路株式会社(四国支社)」を準用する。</u></p> <p>(6) <u>風水害等対策編第1章第2節5「指定地方行政機関(6)電源開発株式会社(西日本支店)、電源開発送変電ネットワーク株式会社(岡山送変電事業所)」を準用する。</u></p> <p>(7) <u>風水害等対策編第1章第2節5「指定地方行政機関(7)四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社(四国支社)」を準用する。</u></p> <p>(8) <u>風水害等対策編第1章第2節5「指定地方行政機関(8)西日本電信電話株式会社(四国支店)、株式会社NTTドコモ(四国支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」を準用する。</u></p>	<p>(2) 日本赤十字社(愛媛県支部)</p> <p>ア <u>応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。</u></p> <p>イ <u>被災者に対する救援物資の配布に関すること。</u></p> <p>ウ <u>血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。</u></p> <p>エ <u>赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること。</u></p> <p>(3) 日本放送協会(松山放送局)(省略)</p> <p>(4) <u>西日本高速道路株式会社(四国支社)</u></p> <p><u>西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社(松山営業所)</u></p> <p>ア <u>鉄道施設等の保全に関すること。</u></p> <p>イ <u>災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。</u></p> <p>ウ <u>災害時における旅客の安全確保に関すること。</u></p> <p>エ <u>地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。</u></p> <p>(6) <u>西日本電信電話株式会社(四国支店)、株式会社NTTドコモ(四国支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p> <p>ア <u>電気通信施設の整備に関すること。</u></p> <p>イ <u>災害時における通信の確保に関すること。</u></p> <p>ウ <u>災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。</u></p>
--	---

<p>(9) <u>風水害等対策編第1章第2節5「指定地方行政機関(9)日本通運株式会社(四国支店)、福山通運株式会社(新居浜営業所)、佐川急便株式会社(新居浜営業所)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)」を準用する。</u></p> <p>(10) <u>風水害等対策編第1章第2節5「指定地方行政機関(10)四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社(新居浜支社)」を準用する。</u></p> <p>(11) <u>風水害等対策編第1章第2節5「指定地方行政機関(11)KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社」を準用する。</u></p> <p>(12) <u>風水害等対策編第1章第2節5「指定地方行政機関(12)イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート」を準用する。</u></p> <p>6 指定地方公共機関</p> <p>(1) <u>風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関(1)一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会」を準用する。</u></p> <p>(2) <u>風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関(2)一般社団法人愛媛県歯科医師会」を準用する。</u></p> <p>(3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社ハートネットワーク、株式会社愛媛新聞社</p> <p>ア 津波防災に関するキャンペーン番組、津波防災メモのスポット、ニュー</p>	<p>エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。</p> <p>オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。</p> <p>(7) <u>日本通運株式会社(新居浜支店)、福山通運株式会社(新居浜営業所)、佐川急便株式会社(新居浜店)、ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。</u></p> <p>(8) <u>四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社(新居浜支社)</u></p> <p>ア 電力施設等の保全に関すること。</p> <p>イ 電力供給の確保に関すること。</p> <p>ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。</p> <p>エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施に関すること。</p> <p>(9) <u>KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社</u></p> <p>重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。</p> <p>(10) <u>イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート</u></p> <p>ア 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関すること。</p> <p>イ 災害対策用物資の供給に関すること。</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <p>(1) <u>一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。</u></p> <p>(2) <u>一般社団法人愛媛県歯科医師会</u></p> <p>ア 検案時の協力に関すること。</p> <p>イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。</p> <p>(3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社ハートネットワーク、株式会社愛媛新聞社</p> <p>ア 津波防災に関するキャンペーン番組、津波防災メモのスポット、ニュー</p>
--	---

<p>ス番組等による<u>市</u>民に対する防災知識の普及に関すること。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ <u>市</u>民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。</p> <p>エ～オ (省略)</p> <p>(4) <u>風水害等対策編第1章第2節6「指定地方公共機関(4)一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会」を準用する。</u></p> <p>7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者</p> <p><u>風水害等対策編第1章第2節7「その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者」を準用する。</u></p>	<p>ス番組等による<u>県</u>民に対する防災知識の普及に関すること。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ウ <u>県</u>民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。</p> <p>エ～オ (省略)</p> <p>(4) <u>一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会</u></p> <p><u>ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。</u></p> <p><u>イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。</u></p> <p>7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者</p> <p>(1) <u>新居浜市医師会</u></p> <p><u>医療救護活動の実施の協力に関すること。</u></p> <p>(2) <u>新居浜市社会福祉協議会</u></p> <p><u>ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。</u></p> <p><u>イ 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。</u></p> <p><u>ウ 義援金品の募集、配分に関すること。</u></p> <p>(3) <u>商工会議所、商工会</u></p> <p><u>ア 被災商工業者の援護に関すること。</u></p> <p><u>イ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。</u></p> <p>(4) <u>新居浜建設業協同組合</u></p> <p><u>ア 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること。</u></p> <p><u>イ 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること。</u></p> <p><u>ウ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること。</u></p> <p>(5) <u>新居浜市管工事業協同組合</u></p> <p><u>災害時における上下水道の復旧活動の協力に関すること。</u></p> <p>(6) <u>土地改良区</u></p> <p><u>土地改良施設の整備及び保全に関すること。</u></p> <p>(7) <u>農業協同組合、漁業協同組合</u></p> <p><u>ア 共同利用施設等の保全に関すること。</u></p>
---	--

<p>8 市民</p> <p><u>風水害等対策編第1章第2節8「市民」を準用する。</u></p>	<p><u>イ 被災組合員の援護に関すること。</u></p> <p><u>ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。</u></p> <p><u>(8) 新居浜市連合自治会</u></p> <p><u>ア 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。</u></p> <p><u>イ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること。</u></p> <p><u>ウ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。</u></p> <p><u>エ 自主防災活動の実施に関すること。</u></p> <p><u>(9) 病院等経営者</u></p> <p><u>ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。</u></p> <p><u>イ 災害時の病人等の収容、保護の実施に関すること。</u></p> <p><u>ウ 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。</u></p> <p><u>(10) 社会福祉施設等管理者</u></p> <p><u>ア 施設利用者等の安全確保に関すること。</u></p> <p><u>イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること。</u></p> <p><u>(11) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関</u></p> <p><u>ア 危険物施設等の保全に関すること。</u></p> <p><u>イ プロパンガス等の供給の確保に関すること。</u></p> <p><u>(12) 社会福祉施設等管理者</u></p> <p><u>ア 施設利用者等の安全確保に関すること。</u></p> <p><u>イ 福祉施設職員等の応援体制に関すること。</u></p> <p>8 市民</p> <p><u>(1) 市民</u></p> <p><u>ア 自助の実践に関すること。</u></p> <p><u>イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること。</u></p> <p><u>ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること。</u></p> <p><u>(2) 自主防災組織</u></p> <p><u>ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること。</u></p>
--	--

9 事業者

風水害等対策編第1章第2節9「事業者」を準用する。

【津波災害対策編 P6】

第1章 総論

第3節 津波発生の条件

1 地質

地震災害対策編第1章第3節1「地質」を準用する。

2 中央構造線断層帯

地震災害対策編第1章第3節2「中央構造線断層帯」を準用する。

イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関する
こと。

ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関する
こと。

エ 市又は県が実施する防災対策への協力に関する
こと。

9 事業者

(1) 事業者

ア 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関する
こと。

イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関する
こと。

ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関する
こと。

エ 災害応急対策の実施に関する
こと。

オ 市又は県が実施する防災対策への協力に関する
こと。

【津波災害対策編 P6～P19】

第1章 総論

第3節 津波発生の条件

1 地質

本市の地質は、中央構造線によって二分され、内帯と呼ばれる構造線の北側は
第四紀層、中生層（和泉層群）及び花崗岩類からなる地層が分布している。また
外帯と呼ばれる構造線の南側は結晶片岩類からなる地層で構成されている。

2 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路
島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘、別府湾を経て由布院に
達する長大な断層帯である。

文部科学省の地震調査委員会では、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平
成7～12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9～11年度）、愛媛県（平
成8～11年度）及び地域地盤環境研究所（平成19年度）、文部科学省研究開発局・
国立大学法人京都大学防災研究所（平成23-25年度）、文部科学省研究開発局・国

立大学法人京都大学大学院理学研究科（平成26-28年度）等によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

（1）断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延び、別府湾を経て大分県由布市に至る全長約444kmの長大な断層である。

（2）断層帯の過去の活動

四国東端の徳島県鳴門市付近の三野断層から愛媛県新居浜市付近の石鎚断層に至る区間（讃岐山脈南縁西部区間）の最新活動は、16世紀以後、17世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2－7 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1千－1千5百年であった可能性がある。

愛媛県新居浜市付近の岡村断層による区間（石鎚山脈北縁区間）の最新活動は、15世紀以後であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は6－8 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約1千5百－1千8百年であった可能性がある。

愛媛県西条市付近の川上断層から松山市付近の重信断層に至る区間（石鎚山脈北縁西部区間）の最新活動は、15世紀以後、18世紀以前であったと推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2－5 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約7百－1千3百年であった可能性がある。

愛媛県松山市付近の伊予断層から伊予灘に至る区間（伊予灘区間）の最新活動は17世紀以後、19世紀以前と推定され、1回の活動に伴う右横ずれ量は2 m程度であった可能性がある。その平均的な活動間隔は約2千9百－3千3百年であった可能性がある。

（3）断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら3つ

3 南海トラフ

地震災害対策編第1章第3節3「南海トラフ」を準用する。

の区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

(セグメント区分と想定地震規模：削除)

3 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

(1) 南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約700kmの細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの地震」である。この「最大クラスの地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

(2) 過去の地震について

歴史記録によると、南海トラフで発生した大地震は、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回あった可能性が高い。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると見なせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707

年) と、その後発生した安政東海・南海地震 (1854年) の間は147年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海 (1944年)・南海地震 (1946年) の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震 (1707年) 以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港 (高知県) の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔を求めると、88.2年となる。現時点 (2017年1月1日) では昭和東南海・南海地震の発生から既に70年以上が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

(3) 南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差 (数年以内) をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震 (1944年) と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震 (1854年) では、震源域が異なる。また、宝永地震 (1707年) の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震 (1946年) や安政南海地震 (1854年) の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震 (1605年) は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震 (1896年) のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳 (天武) 地震 (684年) より前にも、南海トラフで大地震が繰り返して起きていたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震 (1707年) クラスの大地震は、300~600年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いため、異なる地点

の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりを正確に把握することは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約2,000年前の津波堆積物はその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

(4) 次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後30年以内の地震発生確率は70%から80%となる。

なお、最大クラスの地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、その発生頻度は100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。

4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

地震災害対策編第1章第3節4「安芸灘～伊予灘～豊後水道」を準用する。

5 地震想定

地震災害対策編第1章第3節5「地震想定」を準用する。

4 安芸灘～伊予灘～豊後水道

安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ40～60km）が破裂する（ずれる）ことによってM6.7～M7.4の大地震が発生する可能性がある。1649年以降にM6.7～M7.4の地震が領域内で6回発生しており、代表的な地震は1905年の芸予地震（M7.2）、2001年の「平成13年（2001年）芸予地震」である。

5 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の強震断層域にほぼ全域が含

まれているほか、本県を横断する中央構造線断層帯の地震や、安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成12～13年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直すこととし、平成25年6月10日に震度分布、津波浸水想定等、平成25年12月26日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。

(図 南海トラフ巨大地震の想定震源断層域：削除)

(1) 目的

本県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、県や市町の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、県民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取り組みを促進することを目的とする。

(2) 調査の内容

ア 地震動・液状化・土砂災害の想定

イ 津波の想定

ウ 建物被害

エ 屋外転倒、落下物の発生

オ 人的被害

カ ライフライン被害

キ 交通施設被害

ク 生活支障

ケ その他被害

コ 経済被害（直接被害）

サ 被災シナリオ

(3) 前提条件

ア 季節、時刻等の想定シーン

季節・発生時刻については、被害様相が異なる特徴的な次の3シーンにより検討した。さらに、火災による被害は、風速によって被害の様相が異なるため、平均風速と強風時の風速により検討を行った。

6 地震被害想定調査結果

地震災害対策編第1章第3節6「地震被害想定調査結果」を準用する。

イ 想定地域単位

震度分布、液状化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

津波高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

(表：削除)

(4) 想定する地震

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

(表及び図：削除)

6 地震被害想定調査結果

県がまとめた「愛媛県地震被害想定調査（平成25年6月）」による本市の想定調査結果は、次のとおりである。

(1) 地震動

(表 想定地震における震度分布状況：削除)

(表 想定地震における新居浜市の最大震度：削除)

(2) 液状化危険度

(表 液状化指数と液状化の可能性：削除)

(表 想定地震における液状化の危険度：削除)

(3) 土砂災害危険度

(表 土砂災害危険度ランク：削除)

(表 想定地震における土砂災害の危険度：削除)

(4) 津波想定結果

ア 津波到達時間

(表 代表地点における津波到達時間：削除)

イ 最高津波水位

(表 代表地点における最高津波水位：削除)

ウ 浸水面積、最大浸水深

(表 浸水面積および最大浸水深：削除)

(5) 定量的な被害

県がまとめた「愛媛県地震被害想定調査（平成25年12月）」による本市の想

定調査結果は、次のとおりである。なお、上記想定地震による被害を推計した結果、愛媛県に最大の被害をもたらす地震は、「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」であり、以下では、想定される最大の被害を示す。

ア 建物被害

（表 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の建物被害：削除）

イ 人的被害

（表 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の人的被害：削除）

ウ ライフライン被害

（表 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市のライフライン被害：削除）

エ 交通施設被害

（表 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の交通施設被害：削除）

オ 生活支障

（表 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市の生活支障：削除）

カ その他被害

（表 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による新居浜市のおもな被害：削除）

【津波災害対策編 P 7】

第2章 災害予防対策（本文省略）

第1節 津波災害予防対策の基本的な考え方（本文省略）

1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方（本文省略）

(1) (省略)

(2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整

【津波災害対策編 P 20】

第2章 災害予防対策（本文省略）

第1節 津波災害予防対策の基本的な考え方（本文省略）

1 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方（本文省略）

(1) (省略)

(2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整

備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

また、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

2 過去に遡った津波の想定 ～ 3 津波想定に係る留意点（省略）

【津波災害対策編 P 8～P 11】

第2章 災害予防対策（本文省略）

第2節 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時から、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市は、市民等に対して、自主防災思想の普及、徹底を図る。

さらに、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市は、津波警報等や避難指示一の意味と内容の説明など、津波及び防災に関する知識の普及・啓発活動を住民等に対して行う。

なお、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防ぎよ」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

2 過去に遡った津波の想定 ～ 3 津波想定に係る留意点（省略）

【津波災害対策編 P 21～P 24】

第2章 災害予防対策（本文省略）

第2節 防災思想・知識の普及（本文省略）

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市は、市民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市は、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、津波及び防災に関する知識の普及・啓発活動を住民等に対して行う。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

<p>1 市職員に対する教育（省略）</p> <p>2 教職員及び児童生徒等に対する教育</p> <p>市教育委員会及び学校長は、前記1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実や消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。</p> <p>また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省編）等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。</p> <p>（1）～（4）（省略）</p> <p>3 市民に対する防災知識の普及</p> <p>津波発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催などにより、津波及び防災に関する知識の普及、啓発を図る。その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも十分に配慮する。</p> <p>（1）一般啓発</p> <p>ア 啓発の内容</p> <p>（ア）津波に関する基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。 第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、 	<p>1 市職員に対する教育（省略）</p> <p>2 教職員及び児童生徒等に対する教育</p> <p>市教育委員会及び学校長は、前記1に掲げる市職員に準じて教職員への教育を行うとともに、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実_____を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が風水害等に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。</p> <p>また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き（改訂版）」（県教育委員会編）、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（文部科学省編）等を参考にして、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定めたマニュアルを策定する。</p> <p>（1）～（4）（省略）</p> <p>3 市民に対する防災知識の普及</p> <p>津波発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県及び大学等地域学術機関等と連携した防災講座の開催などにより、地震及び防災に関する知識の普及、啓発を図る。その際には、高齢者等要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも十分に配慮する。</p> <p>（1）一般啓発</p> <p>ア 啓発の内容</p> <p>（ア）津波に関する基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。 第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、
--	---

数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。

- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波の発生の可能性など。

(イ)～(ナ) (省略)

イ (省略)

(2)～(6) (省略)

4 企業の活動 (省略)

5 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要であり、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

防災マップ等の配布 _____ に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、 _____

_____ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) (省略)

(3) 災害教訓の伝承

地震災害対策編第2章第2節5「普及の際の留意点(2)災害教訓の伝承」を準用する。

数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること。

- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波 _____ の発生の可能性など。

(イ)～(ナ) (省略)

イ (省略)

(2)～(6) (省略)

4 企業の活動 (省略)

5 普及の際の留意点

(1) 津波ハザードマップの活用

ハザードマップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫や、ハザードマップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて施す。

ハザードマップ等の配布 又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うこと、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。

広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。

(2) (省略)

(3) 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整

(4) 防災地理情報の整備等

地震災害対策編第2章第2節5「普及の際の留意点(3) 防災地理情報の整備等」を準用する。

(5) 防災と福祉の連携等

地震災害対策編第2章第2節5「普及の際の留意点(4) 防災と福祉の連携等」を準用する。

【津波災害対策編 P11】

第2章 災害予防対策

第3節 自主防災組織の活動 ～ 第5節 ボランティアによる防災活動（省略）

【津波災害対策編 P12】

第2章 災害予防対策

第6節 防災訓練の実施

1 市の活動

風水害等対策編第2章第6節「防災訓練の実施」の定めるところによるが、河

理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(4) 防災地理情報の整備等

住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(5) 防災と福祉の連携等

危機管理課と福祉部等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

【津波災害対策編 P25】

第2章 災害予防対策

第3節 自主防災組織の活動 ～ 第5節 ボランティアによる防災活動（省略）

【津波災害対策編 P25】

第2章 災害予防対策

第6節 防災訓練の実施

川、海岸、港湾及び漁港の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練、避難所運営訓練を積極的に実施する。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施、南海トラフ地震臨時情報等の発表を想定した訓練など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る 。

津波防災の日（11月5日）や防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

2 訓練実施の留意点

市、県及び公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

市及び県は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策にも配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

また、救助・救急関係機関、市及び県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的

風水害等対策編第2章第6節「防災訓練の実施」の定めるところによるが、

特に津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施、南海トラフ地震臨時情報等の発表を想定した訓練など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

津波防災の日（11月5日）や防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

なお、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個人に定着させるよう工夫する。

3 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、県は、その状況を把握し、災害対応能力の向上に努める。

【津波災害対策編 P 1 2】

第2章 災害予防対策

第7節 業務継続計画の策定（省略）

【津波災害対策編 P 1 3～P 1 6】

第2章 災害予防対策

第8節 津波に強い地域づくり（本文省略）

1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

市は、海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く。）の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

市、県及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用する。

市、県及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策を講じるとともに、海岸

【津波災害対策編 P 2 5】

第2章 災害予防対策

第7節 業務継続計画の策定（省略）

【津波災害対策編 P 2 6～2 9】

第2章 災害予防対策

第8節 津波に強い地域づくり

1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方

市は、海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設（漁港施設、港湾施設、海岸保全施設、河川管理施設等を除く）の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防ぎよ機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

市____及び施設管理者は、海岸保全施設等の整備に努める。

市____及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、そ

保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

また、老朽化した海岸保全施設等は、長寿命化計画の作成・老朽化対策の実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 津波に強い地域の形成

(1) (省略)

(2) 津波災害警戒区域に指定された際の市の活動

県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域^{*1}、津波災害特別警戒区域^{*2}や災害危険区域^{*3}の指定について、必要に応じて検討を行い、措置を講じる 。

市は、県により津波災害警戒区域の指定のあったときは、津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、本地域防災計画において、当該区域ごとに次に掲げる事項を定める。

ア 人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報

イ 警報及び注意報等の伝達に関する事項

ウ 指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項

エ 津波避難訓練に関する事項

オ 地下空間等(地下道その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等

また、市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

さらに、本地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避

の復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する。

市及び施設管理者は、老朽化した海岸保全施設等について、長寿命化計画の作成・ 実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 津波に強い地域の形成

(1) (省略)

(2) 津波災害警戒区域に指定された際の市の活動

県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域(※1)、津波災害特別警戒区域(※2)や災害危険区域(※3)の指定について、必要に応じて検討を行い、措置を講ずるものとする。

市は、県により津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、警報及び注意報等、津波に関する情報伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下空間等(地下道その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として災害上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等について定める。

市は、市地域防災計画において、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として災害上の配慮を要する者が利用する施設について市地域防災計画に定めるときは、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、警報及び注意報等の伝達に関する事項を定める。

また、津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について市地域防災計画に定めるときは、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、警報及び注意報等の伝達に関する事項を定める。

 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

4 避難関連施設の整備

市及び国、県は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

- (1) 指定緊急避難場所 (省略)
- (2) ~ (3) (省略)

5 公共施設等の津波対策 ~ 7 危険物等施設の安全確保 (省略)

8 文化財の保護

(1) 文化財の所有者、管理責任者又は管理団体 (以下「所有者等」という。)は、必要な次の対策を講じるものとし、新居浜市長は、県教育委員会と連携して、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- ア 避難方法・避難場所の設定
- イ 耐水性のある収蔵庫の整備
- ウ 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

(2) 平成30年に策定した「えひめ文化財防災マニュアル」や令和2年に策定した「愛媛県文化財保存活用大綱」に基づき、県内各市町、愛媛大学法文学部、愛媛資料ネット、県建築士会、愛媛県博物館協会等からなるえひめ文化財等防災ネットワーク等と連携し、平常時には文化財情報の収集、共有、文化財防災訓練等の実施、非常時には被災情報の収集や被災文化財の救済活動等を行う。文化財防災に関して国立文化財機構文化財防災センターと連携し、情報共有する。

【津波災害対策編 P17~P21】

第2章 災害予防対策

第9節 津波避難体制の整備 (本文省略)

1 伝達体制の整備

- (1) 様々な環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線 (同報系)、全国瞬時警報システム (J-A-L-E-R-T)、Lアラート (災害情報共有システム)、テレビ、

4 避難関連施設の整備

- (1) _____ 避難場所 (省略)
- (2) ~ (3) (省略)

5 公共施設等の津波対策 ~ 7 危険物等施設の安全確保 (省略)

8 文化財の保護

_____文化財の所有者、管理責任者又は管理団体 (以下「所有者等」という。)

は、必要な次の対策を講じるものとし、市教育委員会は、県教育委員会と連携して、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 避難方法・避難場所の設定
- (2) 耐水性のある収蔵庫の整備
- (3) 災害時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

【津波災害対策編 P30~P36】

第2章 災害予防対策

第9節 津波避難体制の整備 (本文省略)

1 伝達体制の整備

- (1) 様々な環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線 (戸別受信機含む。)、全国瞬

IP告知システム、市公式ホームページ、一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛生携帯電話を含む）、コミュニティFM新居浜78.0、緊急速報メール、市公式X（旧Twitter）アカウント、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式LINEアカウント、広報車、地域住民による連絡網などを用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

港湾等の管理者は、各々が管理する港湾における潮位情報の伝達体制を強化するため、潮位計の改修及び潮位情報提供システムの整備に努め、住民への適切かつ迅速な情報提供及び県との情報の共有化を図る。

(2) 住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保する。また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示等の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、直ちに海面監視を開始するよう、監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておく。監視場所の選定に当たっては、対応に当たる者の安全確保に留意する。

(3) 津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。県は、市による発令基準の策定や見直しを支援する。

時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、IP告知端末、携帯電話（スマートフォン向けアプリや緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等

を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波等に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

港湾等の管理者は、各々が管理する港湾における潮位情報の伝達体制を強化するため、潮位計の改修及び潮位情報提供システムの整備に努め、住民への適切かつ迅速な情報提供及び県との情報の共有化を図る。

(2) 住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備及び職員参集システムの導入を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保する。また、地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示等の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、直ちに海面監視を開始するよう、監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておく。監視場所の選定に当たっては、対応に当たる者の安全確保に留意する。

(3) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。

等発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連

(2) 避難路の指定

風水害等対策編第2章第8節2「避難路の指定」を準用する。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底

避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平常時から避難誘導標識及び指定緊急避難場所、指定避難所等の案内板の設置、夜間照明施設等の整備並びに広報紙への掲載、防災マップの配布等に努め、避難訓練の実施により指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底を行う。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合における特定の災害においては、当該施設に避難することが不適當である場合があること等について

風水害等対策編第2章第8節1(1)「指定緊急避難場所及び指定避難所の定義」を準用する。

イ 指定の基準

風水害等対策編第2章第8節1(2)「指定の基準」を準用する。

ウ 福祉避難所の指定

風水害等対策編第2章第8節1(3)「福祉避難所の指定」を準用する。

(2) 避難路の指定

市は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じ次の基準により避難路を選定・整備する。

なお、指定に当たっては、できるだけ短時間で避難できるよう地域の特性を踏まえる。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

ア 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有するものとする。

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。

エ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

オ 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底

避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平常時から避難誘導標識及び指定緊急避難場所、指定避難所等の案内板の設置、夜間照明施設等の整備並びに広報紙への掲載、防災マップの配布等に努める。また、避難訓練の実施により指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の周知徹底を行う。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること等につ

日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、県を含む防災情報等をスマートフォン等で入手できる「Yahoo!防災速報」及び「市公式LINEアカウント」を活用し、災害時の避難を円滑にする。

(4) (省略)

(5) 避難計画の作成

地震災害対策編第2章第12節1「避難計画の作成(5)市等の避難計画」を準用する。

(6) 避難マニュアルの作成支援

いて日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害情報システムと連携したスマートフォン向け避難支援アプリ「ひめシェルター」及び「市公式ラインアカウント」を活用し、災害時の避難を円滑にする。

(4) (省略)

(5) 避難計画の作成

ア 避難計画

避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織の育成等を通じて平素から避難体制の確立を図る。

(表__避難計画作成時の留意事項：削除)

イ 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を図る。

(ア) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、学校管理下内の児童生徒が避難する 場所、経路、時期及び誘導、並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

(イ) 学校及び市教育委員会においては、義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、避難場所の選定、収容施設の確保、並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

(ウ) 病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(エ) 南海トラフ地震防災対策推進地域内の津波浸水想定の対象地域内の特定事業者は、津波からの円滑な避難に関する事項を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する。

(6) 避難マニュアルの作成支援

地震災害対策編第2章第12節1「避難計画の作成(6)避難マニュアルの作成支援」を準用する。

(7) 避難所運営マニュアルの策定

地震災害対策編第2章第12節1「避難計画の作成(7)避難所運営マニュアルの策定」を準用する。

(8) 災害時におけるペットの救護対策

風水害等対策編第2章第8節10「災害時におけるペットの救護対策」を準用する。

4 津波からの防護・避難のための施設の整備等

(1) (省略)

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、必要に応じて次の事項について別に定め、各種整備を行う。

ア～オ (省略)

(3) (省略)

(4) (本文省略)

エ 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命修繕化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

5 住民等の避難誘導體制 ～ 8 市が自ら管理又は運営する施設に関する津波対策 (省略)

市は、自治会をはじめ、企業や保育園、幼稚園などの避難マニュアルの作成を支援する。

(7) 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、誰もが避難所の設置や運営のノウハウを理解できるような分かりやすいマニュアルを策定に取り組む。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組む。

また、動物の同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

(8) 災害時におけるペットの救護対策

風水害等対策編第2章第8節10「災害時におけるペットの救護対策」に定めるところによる。

4 津波からの防護・避難のための施設の整備等

(1) (省略)

(2) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、必要に応じて次の事項について別に定める。

ア～オ (省略)

(3) (省略)

(4) (本文省略)

エ 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命__化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

5 住民等の避難誘導體制 ～ 8 市が自ら管理又は運営する施設に関する津波対策 (省略)

【津波災害対策編 P 2 1】

第2章 災害予防対策

第10節 孤立地区対策（省略）

【津波災害対策編 P 2 2～P 2 3】

第2章 災害予防対策

第11節 市民生活の確保対策（本文省略）

1 食料及び生活必需品等の確保

大規模な津波災害時の市民の生活や安全を確保するため、平素から食料及び生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。

また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの緊急物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

備蓄を行うに当たっては、大規模な津波災害時には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じて、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

【津波災害対策編 P 3 6】

第2章 災害予防対策

第10節 孤立地区対策（省略）

【津波災害対策編 P 3 7～P 3 8】

第2章 災害予防対策

第11節 市民生活の確保対策（本文省略）

1 食料及び生活必需品等の確保

大規模な津波災害時の市民の生活や安全を確保するため、平素から食料及び生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。

また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの緊急物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

備蓄を行うに当たっては、大規模な津波災害時には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じて、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

また、物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めることとする。

(1)～(2) (省略)

2 飲料水等の確保 ～ 3 物資供給体制の整備 (省略)

4 医療救護体制の確保

地震対策編第2章第12節「市民生活の確保対策」の定めるところによるが、特に大規模な津波災害が発生した際には、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

5 防疫・衛生活動の確保 (省略)

6 保健衛生活動体制の整備

地震対策編第2章第12節「保健衛生活動体制の整備」を準用する。(地震災害を津波災害に読替え)

また、物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

(1)～(2) (省略)

2 飲料水等の確保 ～ 3 物資供給体制の整備 (省略)

4 医療救護体制の確保

風水害対策編第2章第10節「医療救護対策」の定めるところによるが、特に大規模な津波災害が発生した際には、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。

5 防疫・衛生活動の確保 (省略)

6 保健衛生活動体制の整備

津波災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

(1) 情報収集体制の整備

市は、地震災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

(2) 保健衛生活動に関する体制整備

市は、津波発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整

7 し尿処理体制の整備 ～ 9 災害廃棄物の処理体制の整備（省略）

【津波災害対策編 P 2 4～P 2 9】

第3章 災害応急対策（本文省略）

第1節 災害発生直前の対策

1 津波警報等の伝達（本文省略）

(1) 国（気象庁）の津波警報等

ア 津波警報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

なお、大津波警報については特別警報に位置付けられる。

(ア) ～ (エ)（省略。図省略）

イ 情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、地震情報等で、内容については資料編「大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容」による。

備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

7 し尿処理体制の整備 ～ 9 災害廃棄物の処理体制の整備（省略）

【津波災害対策編 P 3 9～P 4 4】

第3章 災害応急対策（本文省略）

第1節 災害発生直前の対策

1 津波警報等の伝達（本文省略）

(1) 国（気象庁）の津波警報等

ア 津波警報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

なお、大津波警報については特別警報に位置付けられる。

(ア) ～ (エ)（省略。図省略）

イ 情報の種類

津波予報・地震情報等の種類（発表時刻順）

(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報の解説

気象庁により、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震〔日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震〕については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表される。

また、大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表される。

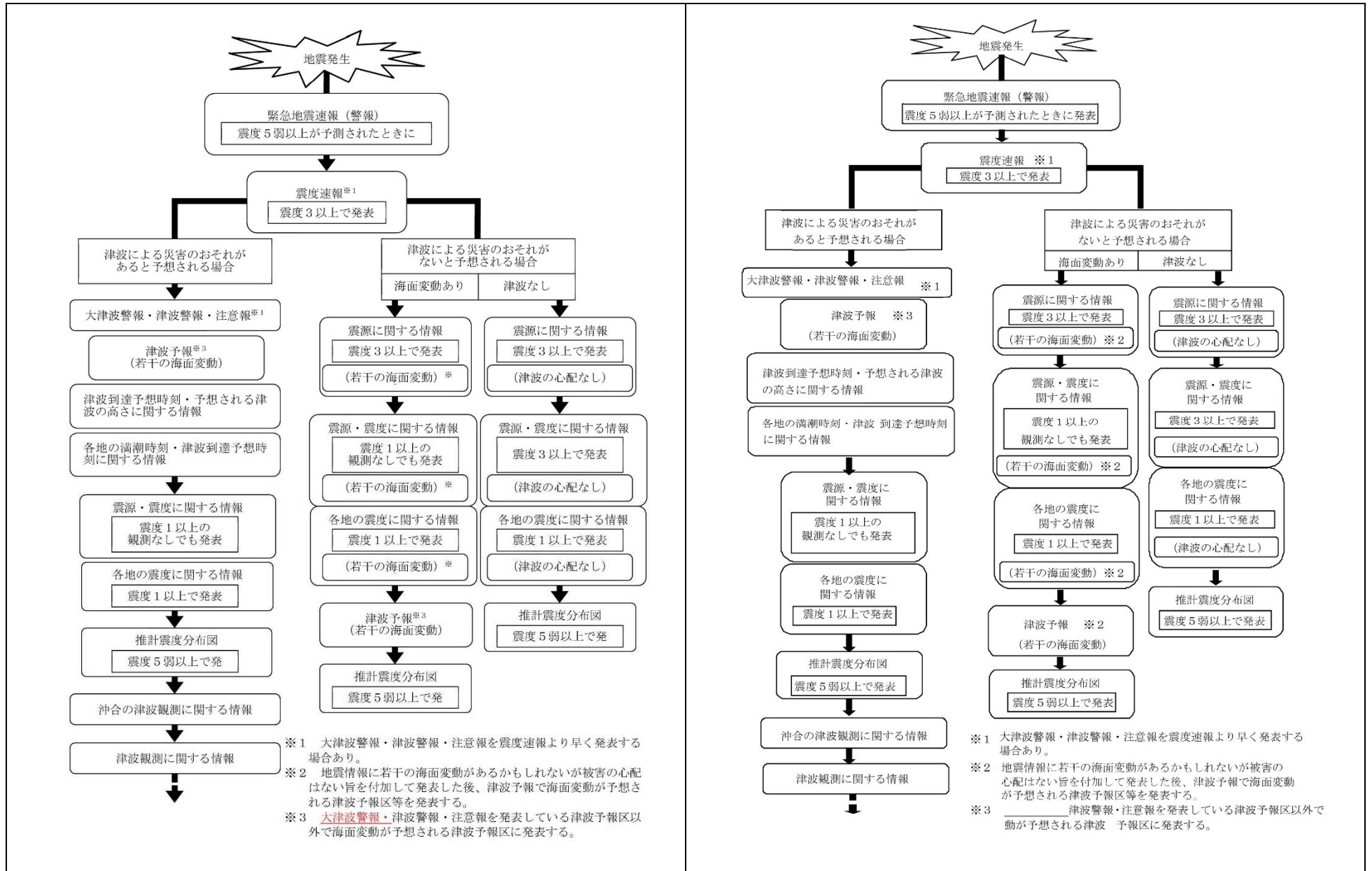
ウ 情報の流れ (省略)

資料編 ・大津波警報、津波警報、津波注意報及び地震・津波に関する情報の伝達系統図 P68

なお、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報で発表される。

ウ 情報の流れ (省略)

資料編 ・津波予報、地震情報等の種類 P50



エ 緊急地震速報

(ア) 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対して、緊急地震速報（警報）を発表する。震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

内容については、資料編「大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容」による。

(イ) (省略)

オ (本文省略)

(ア) 津波情報等の種類

種 類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の <u>最大波</u> の高さ)	巨大
		10m (5m<予想される津波の <u>最大波</u> の高さ≤10m)	
		5m (3m<予想される津波の <u>最大波</u> の高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の <u>最大波</u> の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の <u>最大波</u> の高さ≤1m)	(表記しない)

(イ) ~ (ウ) (省略)

(エ) 地震情報等の種類と内容

エ 緊急地震速報

(ア) 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上_____の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対して、緊急地震速報（警報）を発表する。震度6弱以上_____の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

内容については、資料編「大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容」による。

(イ) (省略)

オ (本文省略)

(ア) 津波情報等の種類

種 類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波_____の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想_____高さ)	巨大
		10m (5m<予想_____高さ≤10m)	
		5m (3m<予想_____高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波_____の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想_____高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波_____の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想_____高さ≤1m)	(表記しない)

(イ) ~ (ウ) (省略)

(エ) 地震情報に使用される用語の解説

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れと検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな自信を観測した場合	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表 ^{※1} 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方の格子毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表しています。

(2) 市の活動

ア 津波に対する措置（省略）

イ 津波情報等の受理・伝達・周知

(ア) (省略)

(イ) 受理した情報については、市防災行政無線（同報系）、IP告知システム、市公式ホームページ、一般加入電話（災害時優先電話・携帯電話・衛星携帯電話を含む。）、コミュニティFM 新居浜78.0、緊急速報メー

用語	説明
震度	ある地点での地震動の強さをいう。 「計測震度計」により観測される。地震が起こったとき、地震が同じ加速度で揺れたとしても、揺れの周期により人体の感じ方は違う。このため、計測震度計は測定した加速度を周期により補正し、計測震度を算出している。
震度観測点	計測震度計が設置されている場所をいい、原則として市町村に1か所程度設置されている。
地域震度	全国を188地域に分け、その地域内の震度観測点（市町村単位）で観測された最大震度をいう。 愛媛県では、愛媛県東予、中予、南予の3地域に分けて発表される。
震源要素	発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）
震源	地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点をいう。
震央	震源の真上に当たる地表の地点をいい、震源地ともいう。
マグニチュード	地震の規模の大きさを数字で示したのがマグニチュードで、一般には「M」という記号により示される。
群発地震	本震と呼べるような、とび抜けて大きな地震を含まず、観測される地震の数が多い地震をいう。ある程度活動規模が大きく、単位時間当たりの発生頻度が高い場合に使用される。

(2) 市の活動

ア 津波に対する措置（省略）

イ 津波情報等の受理・伝達・周知

(ア) (省略)

(イ) 受理した情報については、同報系防災行政無線（屋外スピーカ、戸別受信機）、IP告知システム、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、登録制メール、スマートフォン向けアプリ、携帯電話（緊急速報メール機能を

ル、市公式X (旧Twitter) アカウント、市メールマガジン、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用して、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達する。

2 避難指示 (本文省略)

(1) 次の避難基準に基づいて、大津波警報、津波警報又は津波注意報が出された時は、津波警報等で発表される津波高さに応じた発令対象とする区域に対して、即座に避難指示を発令する。

ア (省略)

イ 津波に対する避難指示等の対象区域

津波による浸水等のおそれがあり、避難指示の対象となる地区は、次のとおりである。なお、避難の際は、原則として浸水想定区域外に避難するものとする。ただし、避難が間に合わず、浸水想定区域外まで移動することが困難となった場合には、津波避難ビルや高台に緊急的に一時避難する。

津波注意報が発表された場合	海岸及び海上 (海岸堤防等より海側)	
津波警報又は大津波警報が発表された場合 (遠地地震の場合を除く)	津波浸水想定区域 (別表3 (1))	

資料編 ・ 津波ハザードマップ P857

(2) ~ (3) (省略)

含む)、Lアラート (災害情報共有システム)、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用して、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達する。

2 避難指示等 (本文省略)

(1) 次の避難基準にもとづいて、大津波警報、津波警報又は津波注意報が出された時は、津波警報等で発表される津波高さに応じた発令対象とする区域に対して、即座に避難指示を発令する。

ア (省略)

イ 津波に対する避難指示等の対象区域

津波による浸水等のおそれがあり、避難の勧告又は指示の対象となる地区は、次のとおりである。なお、避難の際は、原則として浸水想定区域外に避難するものとする。ただし、避難が間に合わず、浸水想定区域外まで移動することが困難となった場合には、津波避難ビルや高台に緊急的に一時避難する。

津波注意報が発表された場合	海岸及び海上 (海岸堤防等より海側)	
津波警報又は大津波警報が発表された場合 (遠地地震の場合を除く)	津波浸水想定区域 (別表3 (1))	
遠地地震に伴う津波警報が発表された場合	予想最高潮位※が2.7m以上 3.0m未満 (TP) の場合 (4.61m ≤ CDL < 4.91m)	川西地区の敷島通りより海側の区域 (沿岸の埋立地及び尻無川の東側及び若水町一丁目を除く) (別表2 (1))
	予想最高潮位 (※2) が3.0m以上 (TP) の場合 (CDL ≥ 4.91m)	高潮浸水想定区域 (別表2 (2))

※2 予想最高潮位=津波到達日の満潮位 (潮汐表はCDLで表示) + 予想される津波の高さ

資料編 ・ 津波浸水想定図 (南海トラフ巨大地震: 愛媛県地震被害想定調査) P856

(2) ~ (3) (省略)

(4) 津波警報、避難指示__の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、市公式ホームページ、市メールマガジン、市公式Facebook、市公式X（旧Twitter）アカウント、市公式LINEアカウント、広報紙等のあらゆる手段の活用を図る。

(5) 地震発生時に市長と連絡が取れない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示__を発令する。

(6) (省略)

【津波災害対策編 P 3 1～P 3 2】

第3章 災害応急対策

第2節 市の災害応急活動 ～ 第3節 通信連絡（省略）

【津波災害対策編 P 3 3】

第3章 災害応急対策

第4節 情報活動

津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施するうえで不可欠であり、このため、津波の規模や被害の程度に応じて関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行う。

なお、この節に定めのない事項については、地震災害対策編第3章第3節「情報活動」による。

（表__応急対策の分担：省略）

(4) 津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、IP告知端末、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

(5) 地震発生時に市長と連絡が取れない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示等を発令する。

(6) (省略)

【津波災害対策編 P 4 5～P 4 6】

第3章 災害応急対策

第2節 市の災害応急活動 ～ 第3節 通信連絡（省略）

【津波災害対策編 P 4 7】

第3章 災害応急対策

第4節 情報活動

津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施するうえで不可欠であり、このため、津波の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行う。

なお、この節に定めのない事項については、地震災害対策編第3章第3節「情報活動」による。

（表__応急対策の分担：省略）

1 異常現象発見者の通報義務（省略）

【津波災害対策編 P 3 4～P 3 5】

第3章 災害応急対策

第5節 広報活動（本文省略）

（表__応急対策の分担：省略）

1 広報内容

市は、市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接な関係にある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、住民における第一義的な広報機関として、[風水害対策編第3章第4節](#)「情報活動」[3](#)に掲げる収集情報に基づき積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに、変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) [市](#)災害対策本部の設置
- (2) ～ (18) (省略)

[2 広報文例](#)

[防災訓練や自治会との交流等を通じて、聞き取りまちがいのより少ない適切な広報文例となるよう改訂に努める。](#)

資料編 ・ [津防災行政無線 広報文例 P139](#)
・ [緊急速報メール（エリアメール）送信文例 P146](#)

【津波災害対策編 P 3 6～P 3 7】

第3章 災害応急対策

第6節 避難行動 ～ 第7節 緊急輸送活動（省略）

1 異常現象発見者の通報義務（省略）

【津波災害対策編 P 4 8】

第3章 災害応急対策

第5節 広報活動

（表__応急対策の分担：省略）

1 広報内容

市は、市内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接な関係にある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

なお、市は、住民における第一義的な広報機関として、[本章第4節](#)「情報活動」[__](#)に掲げる収集情報に基づき積極的な広報を行い、発災後の時間の経過とともに、変化する被災者ニーズに留意して実施する。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) __災害対策本部の設置
- (2) ～ (18) (省略)

【津波災害対策編 P 3 7】

第3章 災害応急対策

第8節 交通応急対策活動

地震災害対策編第3章第7節「交通応急活動」を準用する。

【津波災害対策編 P 5 0】

第3章 災害応急対策

第8節 交通応急対策活動

風水害等対策編第3章第8節「交通応急対策」の定めるところによるが、地震発生時の自動車運転者のとるべき措置について次のとおり定め、陸上交通の確保に努める。

1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両を使用しない。

2 交通規制時の自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官等（警察官、自衛官、消防職員、港湾

【津波災害対策編 P 3 8～P 3 9】

第3章 災害応急対策

第9節 消防活動（本文省略）

1 消防活動の基本方針

津波に伴う災害は、津波の高さ、周辺の施設の状況等により極めて大きな被害となることが予想される。

また、津波が収まるまでの間は浸水区域内における消防活動は極めて困難であることから、臨機応変な応急対策を行う必要がある。地震による津波の被害を最小限に食い止めるために、市は、消防機関の全機能をあげて、風水害対策編に定める基本方針により消防活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) (省略)

(2) 消防団の活動（本文省略）

ア～ウ（省略）

エ 避難指示等が発令された場合に、これを地域住民及び自主防災組織に伝達し、関係機関と連絡を取りながら住民を安全な場所に避難させる。

オ～キ（省略）

(3) (省略)

3 事業所の活動 ～ 5 市民の活動（省略）

管理者及び漁港管理者。以下「警察官等」という。）の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

【津波災害対策編 P 5 1】

第3章 災害応急対策

第9節 消防活動（本文省略）

1 消防活動の基本方針

津波に伴う災害は、津波の高さ、周辺の施設の状況等により極めて大きな被害となることが予想される。

また、津波が収まるまでの間は浸水区域内における消防活動は極めて困難であることから、臨機応変な応急対策をとる必要がある。地震による津波の被害を最小限に食い止めるために、市は、消防機関の全機能をあげて、風水害編に定める基本方針により消防活動を行う。

2 消防機関の活動

(1) (省略)

(2) 消防団の活動（本文省略）

ア～ウ（省略）

エ 避難指示等が発令された場合に、これを地域住民及び自主防災組織に伝達し、関係機関と連絡を取りながら住民を安全な場所に避難させる。

オ～キ（省略）

(3) (省略)

3 事業所の活動 ～ 5 市民の活動（省略）

【津波災害対策編 P 4 0】

第 3 章 災害応急対策

第 10 節 水防活動 ～ 第 13 節 食料及び生活必需品等の確保・供給（省略）

【津波災害対策編 P 4 0】

第 3 章 災害応急対策

第 14 節 飲料水等の確保・供給

風水害等対策編第 3 章第 1 6 節「飲料水等の確保・供給」を準用する。

【津波災害対策編 P 4 0～P 4 1】

第 3 章 災害応急対策

第 17 節 防疫・衛生活動 ～ 第 20 節 動物の管理（省略）

【津波災害対策編 P 4 1】

第 3 章 災害応急対策

第 21 節 応急住宅対策

地震災害対策編第 3 章第 2 0 節「応急住宅対策」を準用する。

【津波災害対策編 P 4 1～P 4 2】

第 3 章 災害応急対策

第 22 節 応急教育活動 ～ 第 33 節 南海トラフ地震の時間差発生等における
円滑な避難の確保（省略）

【津波災害対策編 P 5 3】

第 3 章 災害応急対策

第 10 節 水防活動 ～ 第 13 節 食料及び生活必需品等の確保・供給（省略）

【津波災害対策編 P 5 3】

第 3 章 災害応急対策

第 14 節 飲料水__の確保・供給

風水害等対策編第 3 章第 1 6 節「飲料水__の確保・供給」を準用する。

【津波災害対策編 P 5 3～P 5 4】

第 3 章 災害応急対策

第 17 節 防疫・衛生活動 ～ 第 20 節 動物の管理（省略）

【津波災害対策編 P 5 3～P 5 4】

第 3 章 災害応急対策

第 21 節 応急住宅対策

地震災害対策編第 3 章第 2 3 節「応急住宅対策」を準用する。

【津波災害対策編 P 5 4～P 5 5】

第 3 章 災害応急対策

第 22 節 応急教育活動 ～ 第 33 節 南海トラフ地震の時間差発生等における
円滑な避難の確保（省略）

【津波災害対策編 P 4 3～P 4 4】

第4章 災害復旧・復興対策（本文省略）

第1節 災害復旧対策 ～ 第2節 復興計画（省略）

【津波災害対策編 P 4 4】

第4章 災害復旧・復興対策

第3節 被災者の生活再建支援（本文省略）

1 被災者の経済的再建支援

地震災害対策編第4章第3節1「被災者の経済的再建支援」を準用する。

2 中小企業を対象とした支援 ～ 3 農林漁業者を対象とした支援（省略）

【津波災害対策編 P 5 6～P 5 7】

第4章 災害復旧・復興対策（本文省略）

第1節 災害復旧対策 ～ 第2節 復興計画（省略）

【津波災害対策編 P 5 7】

第4章 災害復旧・復興対策

第3節 被災者の生活再建支援（本文省略）

1 被災者の経済的再建支援

(1) 市の活動

ア 罹災証明の発行

(ア) 調査班（火災の場合は、消防本部）に罹災証明書発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を遅延なく発行する。

(イ) 罹災証明書調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

2 中小企業を対象とした支援 ～ 3 農林漁業者を対象とした支援（省略）